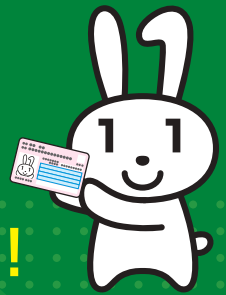


『マイナ保険証』 INFORMATION

医療機関・薬局の受付では 『マイナ保険証』をぜひご利用ください!



『マイナ保険証』をお持ちでなくても、『資格確認書』でこれまで通り医療にかかれます

『マイナ保険証』は、保険証利用登録を行った『マイナンバーカード』のことです。詳しくは右のQRコードから。

『マイナ保険証』にかかわる基本的な情報を簡単に確認するには



『マイナ保険証』と『資格確認書』の説明動画(手話・字幕付き)は



	マイナ保険証	マイナ保険証が医療機関で利用できないとき	資格確認書
確認方法		<p>資格情報のお知らせ 令和〇年〇月〇日発行 (保険者名) (保険者番号) 記号 000 番号 000000000 (枝番) 00 氏名 佐藤 太郎 負担割合 3割 受診の際にはマイナ保険証が必要ですよ</p>	
仕様	マイナンバーカード	マイナンバーカードと資格情報のお知らせ *ソニー健保加入者専用「マイページ」の通知書・証明書画面に掲載	マイナンバーカードとマイナポータルの情報
対象	原則全員	<ul style="list-style-type: none"> システム障害等でマイナ保険証が読み取れない場合 オンライン資格確認システム未導入の医療機関等を利用する場合 	A4判専用用紙
有効期限	<ul style="list-style-type: none"> ① マイナンバーカード自体 発行日から10回目の誕生日まで (未成年は5回目の誕生日まで) ② マイナンバーカードに内蔵されている電子証明書 発行日から5回目の誕生日まで <p>【注意点】 マイナンバーカード自体の有効期限が切れた場合、マイナ保険証として利用できない。ただし、電子証明書の有効期限切れの場合、有効期限切れから3か月間は、マイナ保険証(資格情報の提供のみ)としての利用は可能。自治体から期限前に通知あり。</p>		1年

ソニー健保の 資格確認書

- 『マイナンバーカード』未保有等で『マイナ保険証』の利用ができない方に交付します。
- 複製防止加工されたA4判の専用用紙で発行し、有効期限は1年です。(毎年8月末を有効期限とします)
- 医療機関や薬局の窓口で行われる、受診者の健康保険加入資格確認はオンラインで行われるため、『マイナ保険証』のほうが窓口での手続きがスムーズです。『マイナ保険証』の利用をお勧めします。

ソニー健保へお問い合わせいただく場合や保険給付の申請時などに必要な 記号・番号・枝番は「マイナポータル」でも確認できます

『マイナ保険証』を利用登録されている方は、健康保険証の「記号・番号・枝番」を従来の健康保険証や『資格情報のお知らせ』だけではなく、「マイナポータル」からいつでもご確認いただけます。



マイナポータルの画面例 (スマートフォンの場合)

マイナポータル

わたし
自治体を設定

① 登録状況の確認
 公金受取口座と健康保険証の登録状況を確認できます。よくある質問

証明書
 マイナンバーカード
 健康保険証

健康保険証
 マイナンバーカード利用状況 登録済

資格情報
 令和6年11月8日時点
 この情報は画面下部から保存できます。

下にスクロール

区分
 被保険者資格情報
 交付年月日
 令和6年11月2日

記号
123

番号
9876543

枝番
00

フリガナ
ケホ 99

氏名
健保 太郎

生年月日
昭和60年3月31日

性別
男

資格取得年月日
令和6年11月1日

本人・家族の別
本人

保険者番号
06133342

保険者名
ソニー健康保険組合

限度額適用認定証関連の情報
 認定証区分
 限度額適用認定証

適用区分
ウ

記号・番号・枝番は健康保険の各種手続きの際に必要な情報です。(扶養家族の追加・削除、各種申請など)

氏名・フリガナ・生年月日・性別が合っているか確認しましょう!

本人 ⇒ 被保険者
 家族 ⇒ 被扶養者

加入している健保名です。『ソニー健康保険組合』になっているか確認しましょう!

高額療養費の限度額区分が確認できます。

マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナポータル)

資格情報をPDFで保存できます!

この画面例の基サイトは、ここで確認できます! -->



「マイナポータル」とは?

マイナポータルのサイト
(ホーム)



政府が運営するオンラインサービスです。
 子育てや介護をはじめとする行政サービスの検索やオンライン申請ができたり、行政からのお知らせを受け取ることができたりする自分専用サイトです。



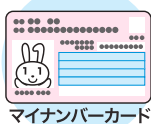


『マイナ保険証』で受診する方法

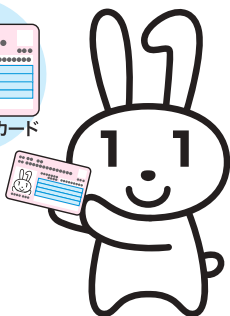
1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに置いてください。



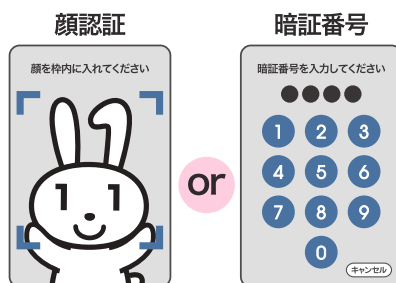
マイナンバーカード



事前に利用登録しなくても、
受付にあるカードリーダーで
登録できるよ♪

2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。



*「暗証番号」は、マイナンバーカードを受け取るときに
ご自身で設定した4桁の数字です。

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

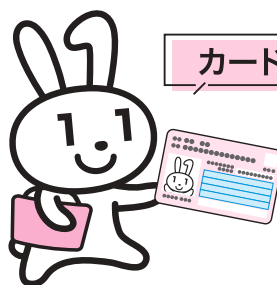
過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



①～④は「オンライン資格確認に関する周知素材について（厚生労働省）」を一部改編



マイナンバーカードの有効期限が切れたらどうなる？



マイナンバーカードは必ず更新手続きが必要です。
カードに内蔵されたICチップ（電子証明書）の有効期限は5年（発行日から5回目の誕生日まで）です。
有効期限経過後、3か月後の末日には『マイナ保険証』として利用できなくなります。
有効期限が来る前に自治体から「有効期限通知書」が届きますので、必ず更新手続きをしましょう。



マイナンバーカードを紛失したらどうなる？



マイナンバーカードを紛失した場合、カードの一時停止ができます。
手続方法は、「マイナポータル」をご覧ください。
再発行については、お住まいの自治体へお問い合わせください。

マイナンバーカードを
紛失した場合
（マイナポータル）





『マイナ保険証』で受診するメリット



窓口でスムーズな本人確認ができる

マイナンバーカードに内蔵されたICチップ（電子証明書）により、医療機関・薬局の窓口では患者の資格確認をオンラインで速く正確に行うことができます。



データに基づくより良い医療が受けられる

患者本人が情報提供に同意すれば、初めて受診する医療機関・薬局でも、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師が確認できるため、より良い医療が受けられます。



高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

窓口での支払いが高額になる場合、『限度額適用認定証』の情報を提供することに同意すれば、限度額を超える分を支払う必要がありません。

* 入院時の食費負担や差額ベッド代、自費診療の費用を除く。



健康保険証としてずっと使える

転職や就職をした場合でも、保険証の切り替え・更新が不要です。

* 新しい保険者によるマイナンバー資格登録が必要です。



確定申告時に医療費控除が簡単にできる

「マイナポータル」からe-Taxに連携することで、医療費控除申請が簡単になります。医療費の領収証を管理・保管しなくても、データを自動入力できます。詳細は「医療費控除を受ける方」をご参照ください。

* なお、「マイナポータル」の医療費通知情報には、「ソニー健保の付加給付金」は表示されません。

医療費控除を受ける方
(ソニー健保のウェブサイト)



『マイナンバーカード』の有効期限は、
カード本体だけではなく、電子証明書の有効期限もあります！
電子証明書更新手続きの案内が届いたら忘れず手続きをしてください

デジタル庁 総務省 警察庁 厚生労働省 国税庁

マイナンバーカード

取得して5年目または10年目の方へ

更新の手続きのご案内

＼2、3ヶ月前に封筒が届くので、手続きしてね！／

5年
ごと

電子証明書の更新

ICチップ内の電子証明書を更新！



10年
ごと

カード本体の更新

写真も含めてカード本体を更新！



カードと電子証明書の
有効期限はマイナンバーカードの
表面で確認できます

電子証明書の有効期限が記載されていない方は、右記二次元コードよりマイナポータルにログイン後、トップページからマイナンバーカードを選択して確認できます。



<https://myna.go.jp/>

＼更新は有効期限の3ヶ月前からできます！／



デジタル カード更新

検索

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/expiration-date>

My Melody © 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L662363

マイナンバーカードに関するお問い合わせ

マイナンバー

平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30 (年末年始を除く)

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止
については24時間365日受け付けます

『資格確認書』の発行について

『資格確認書』は、医療機関等で『マイナ保険証』による保険資格の確認ができない状況にある方に対して、有効期限を定めて発行するものです。

『マイナ保険証』での資格確認が基本であるため、資格確認書は例外的な位置づけです。

『マイナ保険証』を利用されている方へは発行しません。

『資格確認書』
のイメージ

『マイナ保険証』による資格確認ができない状況にある方（資格確認書の発行対象者）の例

- マイナンバーカードを作っていない方
- マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- マイナンバーカードを返納した方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
- マイナンバーカードを紛失・き損した方
- マイナンバーカードを更新中の方
- 『マイナ保険証』での受診の際、第三者(介助者など)のサポートが必要な方
*『健康保険資格確認書(再)交付申請書』の提出が必要です。
*更新時の申請は不要です。

P.17の下段
Q&A参照

健康保険資格確認書			
本人(被保険者)		年 月 日交付	
記 号		番 号	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日			
資格取得年月日			
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称			
			印

A4判です。コピー偽造防止用紙になります

！ 紛失・き損したときは再発行の申請が必要です

『資格確認書』を紛失・き損したときは、『健康保険資格確認書(再)交付申請書』をソニー健保へご提出ください。

資格確認書(再)交付申請書
(ソニー健保のウェブサイト)



！ 『マイナ保険証』へ切り替えを！

マイナンバーカードを返納した方など、将来的に『マイナ保険証』を使う予定がない方を除き、『マイナ保険証』への切り替え手続きをお願いします。

マイナンバーカードの
健康保険証利用方法
(厚生労働省)



！ 『資格確認書』の有効期限が切れる前に退職(扶養削除)したら、すみやかに返却を！

被保険者、被扶養者の資格を喪失したときは、有効期限内の『資格確認書』については返却が必要です。ご自身で破棄せず、返却先をご確認の上、ご返却をお願いいたします。

！ 有効期限は最長で1年です

毎年8月31日が『資格確認書』の有効期限となります。